

特定及び認定看護師等養成支援事業実施要領（案）

（目的）

第1 医療の高度化・専門化が進行する中、県民に安全で質の高い看護サービスを提供するため、高い水準の知識や技術を有する保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）の確保が求められていることから、質の高い看護を実践できる看護師の計画的な養成を図ることを目的に、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第12に基づき、本実施要領を定める。

（実施主体）

第2 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- （1） 別表1に掲げる特定行為研修及び養成課程等（以下「研修等」という。）に、所属する看護師等を派遣し、その費用の全部又は一部を負担する宮城県内の医療機関等とする。
- （2） （1）でいう「医療機関等」とは、県内の病院、診療所、助産所及び訪問看護ステーションとする。ただし、補助を希望する医療機関等の地域、派遣する看護師の人数において過不足がある場合は、知事が選定した医療機関等とする。

（補助対象経費）

第3 要綱第2に定める補助対象経費は以下のとおりとする。

- （1） 受講料（入学金、授業料、施設設備費、実験実習費及び入学時納付金（学生保険料を除く。）で、医療機関等が直接養成施設等に支出するもの、又は、医療機関等が受講者に対し受講料相当額として支出するもの。）
- （2） 旅費（医療機関等が受講者に対し旅費として支出するもので、宿泊費及び滞在費を含む。）

（補助金の額）

第4 この補助金は、次に定める方法により算定した額を、県の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

算定方法

- （1） 当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と、第3に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2） 前号により選定された額に、別表2に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受講者一人当たりの補助金総額の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- （1） 受講期間が1年以内の研修等 800,000円
 - （2） 受講期間が複数年にわたる研修等であって、所定の修業年限内に修了する見込みであると知事が認める場合 修業年限数に800,000円を乗じた額
- 3 過去に本要領、看護師特定行為研修支援事業実施要領及び認定看護師課程等派遣助成事業実施要領に基づく補助を受けた者についても、新たな分野の研修等を受講する場合は、補助対象とする。

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和●年 月 日から施行し、令和●年度に係る補助金に適用する。
- 2 この実施要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 次の要領は、廃止する。
 - (1) 看護師特定行為研修支援事業実施要領（平成２９年４月１２日制定）
 - (2) 認定看護師課程等派遣助成事業実施要領（平成２５年７月２５日制定）
- 4 この実施要領の施行の日前に、附則第３に規定する要領の規定に基づき既に交付決定がなされた事業については、なお従前の例による。

(別表１（第２関係）)

	研修等
1	指定研修機関が行う特定行為研修
2	公益社団法人日本看護協会が認定した養成施設において実施される認定看護師養成課程
3	公益社団法人日本看護協会が認定した看護系大学院において実施される専門看護師教育課程
4	東京医療保健大学大学院において実施される感染症防止対策に係る「感染制御実践看護学講座」、日本精神科看護技術協会認定「精神科認定看護師」教育課程

(別表２（第４関係）)

補助対象となる医療機関等の所在地	補助率
仙台市	２分の１
仙台市以外の市町村	３分の２